

平成 29 年度 第 2 回島田宿大井川川越遺跡整備委員会

日時 平成 29 年 10 月 17 日
午後 1 時 30 分～午後 4 時
場所 島田市博物館

次 第

1. 開会

2. 島田市教育委員会文化課長 あいさつ

3. 議事

(報告事項)

- ① 明日の川越遺跡を考えるワークショップの報告について
- ② 川越遺跡 川会所跡・七番宿跡の発掘調査について

(協議事項)

- ① 川越遺跡の整備方針について
- ② 川越遺跡整備基本計画の策定について
- ③ 平成 30 年度事業計画(案)について

4. その他

川越遺跡発掘現場 現地視察

5. 閉会

3. 議事

(1) 報告事項

①明日の川越遺跡を考えるワークショップの報告について

7月22日、8月6日、26日の3回実施。16～19人が参加し、3グループに分かれて川越遺跡をより魅力を高めるアイデアを出し合った。

7月22日 第1回 ワークショップの趣旨説明、現地点検、課題抽出

8月6日 第2回 課題整理、整備活用策の検討、整備案の検討

26日 第3回 整備活用策の検討、整備案の検討・まとめ



現地点検(7月22日)



課題の抽出作業(8月6日)

ワークショップ整備案

グループ	整備案
A	<ul style="list-style-type: none"> ① 番宿でカフェをやる ② 人力車をやる ③ 江戸時代を思わせる金魚を飾る ④ 幸せポストの設置 ⑤ 駄菓子やの復活 ⑥ ARで昔の様子を再現する ⑦ 番宿で各種体験ができるようにする ⑧ 向島西のバス停の名前を変える ⑨ 自動車の通行規制 ⑩ 住宅の景観を整える。
B	<ul style="list-style-type: none"> ① 土産物処の設置（ゆるキャラ・限定の飲食・物販） ② 写真映えするスポットをつくる ③ 当時の服装でガイドしてもらう ④ 着物レンタル ⑤ 朝顔の松公園の活用 ⑥ 民泊体験できるようにする ⑦ 番宿で飲食提供できるようにする ⑧ 芭蕉にちなんだ句会の実施
C	<ul style="list-style-type: none"> ① 四季のイベントを実施する <ul style="list-style-type: none"> 春 川越さくら街道（着物ファッションショー、桜グルメ、ミス&ミスター川越コンテスト） 夏 川越納涼街道（200mの肝試し、豪華景品笹舟競争、200m風鈴） 秋 川越芋街道（200mの焼芋無料提供、イモアートに触れる。イモ判） 冬 川越わら街道（注連縄作りワークショップ、干し〇〇の食体験） ② フォトジェニック（写真映え） <ul style="list-style-type: none"> ・職員の制服を当時の服装に ・着物レンタル ・ここにしかない看板、交通標識の設置 ③ 地元高校生との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・川越しだんご ・古民家を活用した店舗リノベーション ・観光バスツアーの企画に参加（ボンネットバスなど）

②川越遺跡 川会所跡・七番宿跡の発掘調査について

- ・調査場所 国史跡 島田宿大井川川越遺跡 川会所跡、七番宿跡（島田市河原一、二丁目地内）
- ・調査期間 平成29年8月21日～12月31日

【川会所の主なできごと】

- 元禄 9（1696）年 幕府が川庄屋を任命。
- 正徳年間（1711～15） 川会所を置く。（『島田町沿革ノ概略』）
- 文化 7（1806）年 『東海道分間延絵図』が描かれる。
- 文政 2（1819）年頃 宿方明細書に川会所の記載。（間口6間半・奥行4間）
- 安政 3（1857）年 安政の大地震により倒壊した川会所を再建。（間口6間半・奥行5間）
- 明治 3（1870）年 川越制度廃止。川会所は寺子屋「聖川舎」として使用。
- 7（1874）年 川会所の建物を柳町に移築し、学校として使用。
- 昭和 7（1932）年頃 六合に移築されていた川会所の建物が、稲荷町に移築される。
- 41（1966）年 川越遺跡を国の史跡に指定。
- 46（1971）年 稲荷町にあった川会所の建物を島田大堤横の現在地に移築復元。



【調査結果】

今回の発掘調査では、江戸時代後期の地層が2枚検出された。敷石が敷かれた面からは、陶器片や古銭など80点が出土した。敷石を川砂で埋め砂利を敷いて整地し、建物を建てた痕跡が見られた。

川会所は安政の大地震で倒壊し、安政3年に再建された。下層の敷石より出土した寛永通宝は鉄銭で幕末のものと考えられる。仮説ではあるが、敷石は倒壊以前の川会所の床下で、復興事業によって土間状に整地されたのが想定される。

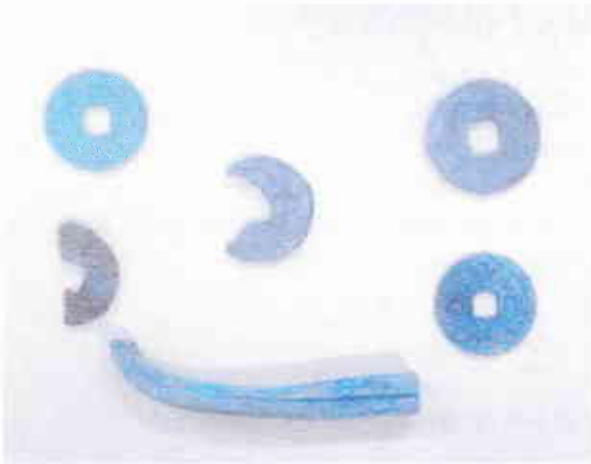
【川会所跡】

- ・発見された遺構（痕跡）
床下の敷石 柱が設置された跡



・出土した遺物

伊万里焼茶碗 志戸呂焼茶碗・播鉢・古銭
(寛永通宝など)・キセル



【七番宿跡】

・発見された遺構 (痕跡)

建物の礎石 水路跡 倉庫跡

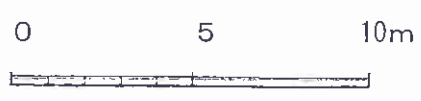
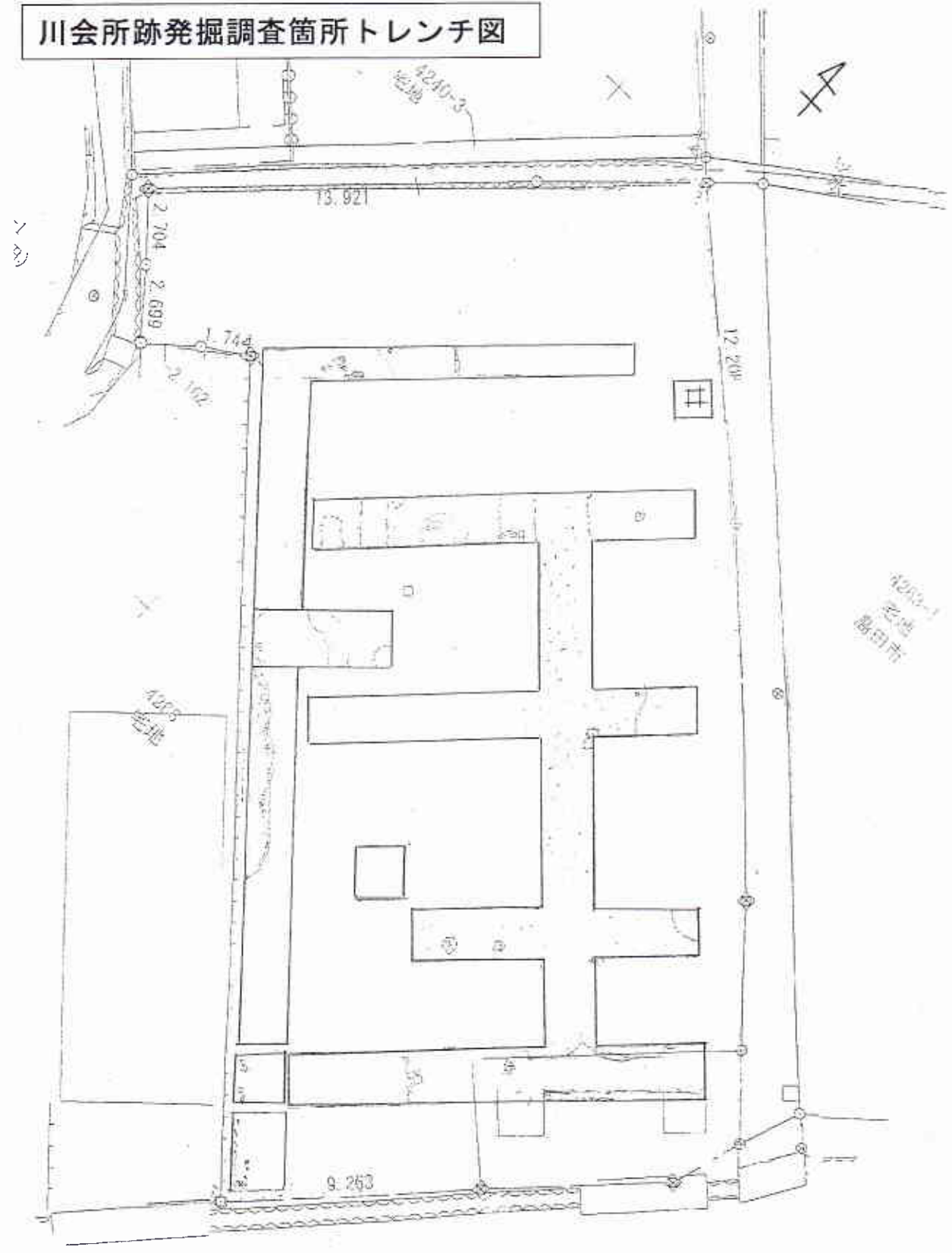


・出土した遺物

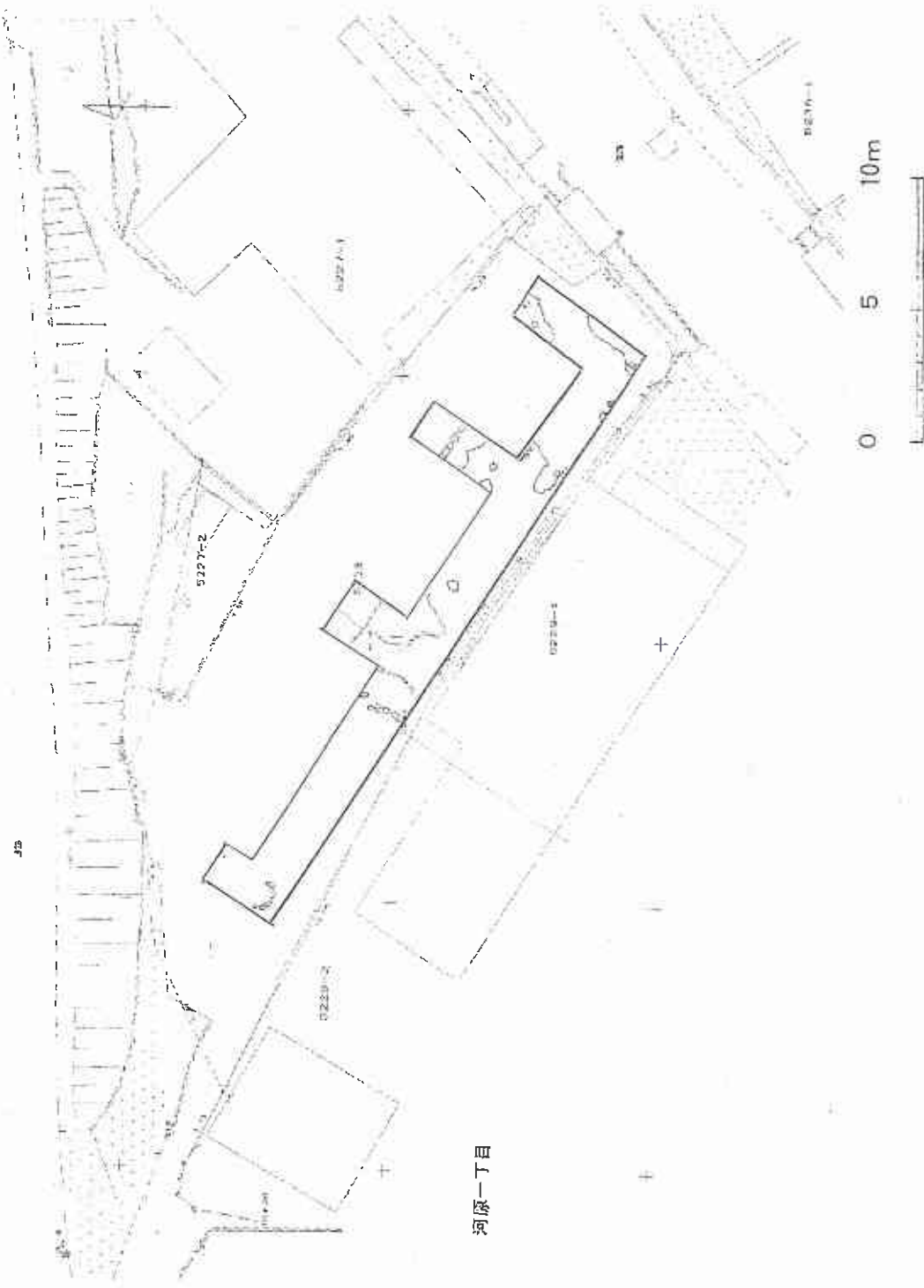
瀬戸焼播鉢 伊万里焼茶碗 志戸呂焼碗



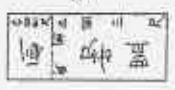
川会所跡発掘調査箇所トレンチ図



七番宿跡発掘調査箇所トレンチ図



家屋位置及方位圖



正本調製所田

戶籍番 九百廿五番	居住者	地番 九百廿八番	地主	家	
種別	坪數	公認事由	種別	坪數	公認事由
壹 草葺 居宅	廿 坪		七 草葺 別墅		
貳 草葺 別墅	九 坪		八 草葺 別墅		
三			九		
四			拾		
五			壹拾		
六			貳拾		

(2) 協議事項

①川越遺跡の整備方針について

・川越遺跡の価値

1. 江戸時代、東海道の中でも最大の難所として全国にその名が知られた大井川の交通遺跡である。
2. 歴史的町並み景観・修景に配慮した遺跡である。

・課題

1. 川越遺跡の価値を上手く伝えられていない。(研究活動不足、表現・宣伝不足)
2. 川越遺跡の景観を良好に保存し、活用し切れていない。
1・2は一般に史跡の魅力を引き出しきれていない
3. 今後、保存維持に費用がかかる。(持続可能な在り方の方策が求められる。)
いくら文化財といっても、維持費用を負担する市民にメリット・必要性がないと理解を得られない(必要とされない)。→必要とされる川越遺跡(観光資源化・生活の場)
4. 観光地・住環境・文化財の両立(道路交通、相続、指定地空地などの問題)

・整備の方針

文化財としての保存を前提とし、観光・くらしの場として地域振興に積極的に活用していくための持続可能な整備・活用を目指す。

(観光収益を上げて、維持費の捻出をすることが、文化財の保護につながる。)

また、史跡内の住民にとっては観光資源としての価値が高まれば、貸すことも、売ることも可能となる。

②川越遺跡整備基本計画の策定について

別冊資料参照

③ 平成 30 年度事業計画（案）

- ・ 整備基本計画策定事業（4月～翌年3月）
- ・ 島田市博物館分館旧桜井家住宅の国の登録文化財申請事業（5月）
- ・ 川越遺跡講演会（6月）
- ・ 発掘調査（6月～9月）
- ・ 番宿修繕事業（7～8月）